

技術資料作成説明書
【(簡易) 公募型プロポーザル方式版】

令和 8 年 8 月版

東日本高速道路株式会社
関東支社

技術資料作成説明書【(簡易) 公募型プロポーザル方式版】

この技術資料作成説明書は、入札方式が「簡易公募型プロポーザル方式」または「公募型プロポーザル方式」の場合で、以下※に示す業務における「共通入札公告」4-3-5. 参加表明書の作成に係る作成方法を示すものである。

※「競争参加資格要件等一覧表」「競争参加要件 参加表明者に求める事項 同種業務」において複数の業務実績を求めている且つ「技術評価項目及び評価基準」「参加表明者の経験及び能力 資格・実績・成績等 参加表明者の同種業務実績」において NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の発注業務実績の複数提出を認めている業務

1. 参加表明書における提出書類

参加表明において、下表に示す参加表明書及び表明内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）の提出を行うこととする。なお、証明書類は5の各項目に示す書類を PDF 形式（ファイル名、作成サイズは自由）で提出を行うこととする。

様式 番号	様式 名称	作成 ファイル名	作成 サイズ	ファイル 形式
参加表明書 様式 1	参加表明書	参加表明書様式 1_参加表明書（会社名）	A4 判	PDF
参加表明書 様式 2	担当者連絡先届	参加表明書様式 2_担当者連絡先届（会社名）	A4 判	PDF
参加表明書 様式 3	技術資料	参加表明書様式 3_技術資料（会社名）	—	XLSX
参加表明書 様式 4	業務実施体制	参加表明書様式 4_業務実施体制（会社名）	A4 判	PDF

2. 様式のデータファイル提供について

参加表明書の各様式のうち技術資料（参加表明書様式 3）は、XLSX 形式ファイル（MICROSOFT 社の「EXCEL2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）、その他のファイルは DOCX 形式ファイル（MICROSOFT 社の「WORD2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）で提供する。

3. 参加表明書及び証明資料の提出方法

参加表明書及び証明資料の提出方法：入札公告（説明書）を参照のこととする。

参加表明書及び証明資料の提出に関する留意事項：次の 1) 及び 2) のとおりとする。

- 1)： 参加表明書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成ファイル名・作成サイズ・ファイル形式により各様式を作成し、保存したデータを添付することとする。
- 2)： PDF 形式で提出するデータファイルは以下のとおり作成することとする。

《PDF ファイルの作成》

- ①NEXCO 東日本から提供された DOCX 形式のデータファイルを編集可能な形式に変換又は作成し直したファイルに必要事項を記載する。
- ②上記①により作成したデータを紙印刷又は PDF 形式印刷をする。
- ③上記②で紙印刷した場合はスキャナ等により PDF 化する。

4. 参加表明書の作成

(1) 参加表明書及び証明書一覧表

提出が必要となる参加表明書及び証明資料の作成は、（簡易）公募型プロポーザル方式では下表の番号に示す留意事項及び注意事項を参照することとする。なお、詳細及び技術評価対象項目は、入札公告（説明書）又は本説明書に添付している参加表明書様式 3「技術資料」にて確認することとする。

様式 番号	様式名称及び証明資料等		簡易公募型 プロポーザル方式	公募型 プロポーザル方式
参加表明書 様式 1	参加表明書		4. (2) 1)	4. (2) 1)
参加表明書 様式 2	担当者連絡先届		4. (2) 2)	4. (2) 2)
参加表明書 様式 3	技術 資料	参加表明者の同種業務実績	5. (1)	5. (1)
		参加表明者の同種業務の成績	5. (2)	
		参加表明者の履行対象地域での業務実績	5. (3)	
		参加表明者の同一業種区分の表彰実績	5. (4)	
		配置予定管理技術者の資格	5. (5)	5. (5)
		配置予定管理技術者の同種業務経験	5. (6)	5. (6)
		配置予定管理技術者の同種業務の成績	5. (7)	
		配置予定管理技術者の履行対象地域での業務経験	5. (8)	
		配置予定管理技術者の手持ち業務件数	5. (9)	5. (9)
		配置予定技術者の資格	5. (10)	5. (10)
		配置予定技術者の同種業務経験	5. (11)	5. (11)
参加表明書 様式 4	業務実施体制		6. (1)	6. (1)

(2) 参加表明書の作成に関する留意事項

参加表明書の作成に関する留意事項は次の 1) から 4) のとおりである。

1) : 参加表明書様式 1「参加表明書」

本説明書に添付している参加表明書様式 1「参加表明書」を参考に作成することとする。

2) : 参加表明書様式 2「担当者連絡先届」

本説明書に添付している参加表明書様式 2「担当者連絡先届」を参考に作成することとする。

3) : 参加表明書様式 3「技術資料」

本説明書に添付している参加表明書様式 3「技術資料」及び本説明書「5. 参加表明書様式 3「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料」を参考に作成することとする。

4) : 参加表明書様式 4「業務実施体制」

本説明書に添付している参加表明書様式 4「業務実施体制」及び本説明書「6. 参加表明書様式 4「業務実施体制」記載上の注意事項」を参考に作成することとする。

5. 参加表明書様式3「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の右欄にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか参加表明者各自でチェックすることとする。

(1) 参加表明者の同種業務実績

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する参加表明者に求める同種業務の内容による。	
注意事項	・ 入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した同種業務の実績を記載すること。 ・ 「技術評価項目及び評価基準」「参加表明者の経験及び能力 資格・実績・成績等 参加表明者の同種業務実績」に示す評価基準に基づき提出すること。 《提出業務数》 1) 同種業務実績における「1件」の考え方については以下の①②とする。 なお、同種業務実績における「1件」の考え方における補足については本説明書別添を参照すること。 ①同一業務において「技術評価項目及び評価基準」「参加表明者の経験及び能力 資格・実績・成績等 参加表明者の同種業務実績」に示す（i）（ii）のすべてにおいてデータ登録をしている業務を「1件」とする。 ②（i）のみをデータ登録している業務と、（ii）のみをデータ登録している業務を両方提出することで「1件」とする（2つの業務実績の提出が必要）。 2) NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本が発注した業務において、「技術評価項目及び評価基準」「参加表明書の経験及び能力 実績等 参加表明書の同種業務実績」に示す（i）（ii）の要件を満たす同種業務実績の提出件数は、最大3件とする。 3) 国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社が発注した業務において、「技術評価項目及び評価基準」「参加表明書の経験及び能力 実績等 参加表明書の同種業務実績」に示す（i）（ii）の要件を満たす同種業務実績の提出件数は、最大1件とする。 4) NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の発注業務とその他発注機関との混合提出は行わないこと。	□

	【競争参加資格を認めない場合】 競争参加資格を認めない場合は以下①②とする。 なお、競争参加資格を認めない場合の同種業務実績の提出パターン（例）については本説明書別添を参考にすること。 ① 国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務において 2 件以上の実績の提出があった場合。 ② NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の発注業務とその他発注機関の発注業務との同種業務実績の混合提出があった場合。 【参加表明者に求める事項を満たさない業務の提出があった場合の取り扱い】 ①NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の発注業務について参加表明者に求める事項を満たさない業務の提出があった場合は、参加表明者に求める事項を満たさない業務を除いて判断するものとする。 ②国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務について参加表明者に求める事項を満たさない業務の提出があった場合は、競争参加要件を満たさないものと判断する。 【加対象の取り扱い】 ・《提出業務数》1) ②について (i) のみをデータ登録を行っている業務と、(ii) のみをデータ登録している業務において受渡し時期が同一でない場合は「受渡し時期が最も古い実績」で評価するものとする。 ・上記「【参加表明者に求める事項を満たさない業務の提出があった場合の取り扱い】」①に該当した場合は参加表明者に求める事項を満たさない業務を除いて評価するものとする。 ・「技術評価項目及び評価基準」「参加表明者の経験及び能力 資格・実績・成績等 参加表明者の同種業務実績」に示す評価基準 (1) (2) (3) の評価において、受渡し時期が同一でない業務が複数ある場合は、「受渡し時期が最も古い実績」で評価するものとする。	□
証明資料	①当該業務のテクリス完了登録時の「登録内容確認書」（以下「登録内容確認書」という。）を提出すること。複数件の業務実績を記載する場合はすべての証明資料を提出すること。	□
	②登録内容確認書では、同種業務の実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	□
	③完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）（以下、「評定通知書」という。）が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□
	④必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

(2) 参加表明者の同種業務の成績【評価対象としている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する参加表明者に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	①本説明書「5. (1) 参加表明者の同種業務実績」に記載した同種業務の評定点を記載すること。	☐
	②契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
証明資料	①評定通知書を提出すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定通知書を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完了及び受渡しが完了した業務であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を提出することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。 なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	☐
	②NEXCO 東日本以外の発注者から成績評定点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを提出すること。	☐
	③必要な証明書類が添付されていない場合は技術評価対象としない。	☐

(3) 参加表明者の履行対象地域での業務実績【評価対象としている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する参加表明者に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種業務が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定した履行対象地域での同種業務の実績を1件記載すること。実績が無い場合は「履行対象地域での同種業務実績なし」とすること。 【求める同種業務が複数あって、複数の同種業務をそれぞれ評価する場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定した履行対象地域での同種業務の実績をそれぞれ1件記載すること。いずれの実績も無い場合は「履行対象地域での同種業務実績なし」とすること。 【求める同種業務が複数あるが、代表的な同種業務で評価する場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定した履行対象地域での同種業務の実績を1件記載すること。実績が無い場合は「履行対象地域での同種業務実績なし」とすること。	☐
	②本説明書「5. (1) 参加表明者の同種業務実績」に記載した同種業務と同一業務でなくとも可とする。	☐
証明資料	①登録内容確認書を提出すること。	☐
	②登録内容確認書では、同種業務の実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	☐
	③完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐
	④必要な証明資料が添付されていない場合は、技術評価対象としない。	☐

(4) 参加表明者の同一業種区分の表彰実績【評価対象としている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に、指定する業種区分に属する業務において、NEXCO 東日本からの社長表彰、又は優秀業務表彰等で、かつ入札公告（説明書）で指定する競争参加資格における業種区分が本業務と同一である業務に対する表彰の場合に評価する。なお、「優秀業務」及び「優良業務」とは、それぞれ各支社が規定する優秀工事等表彰における表彰区分をいう。		
記載上の注意事項	①該当する表彰実績を1件示すこと。	☐
	②NEXCO 東日本が発注した業務であって、かつ、競争参加資格停止措置要件に該当し、その業務が要因となり競争参加資格停止措置を受けた業務の表彰実績は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。	☐
証明資料	①表彰状の写しを提出すること。なお、添付されていない場合は技術評価対象としない。	☐

(5) 配置予定管理技術者の資格

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）において指定する年度以降において、指定する資格を有する者であること。		
記載上の注意事項	①配置予定管理技術者を1名記載すること。	☐
	②入札公告（説明書）で指定する配置予定管理技術者の保有資格を1つ示すこと。	☐
	③配置予定管理技術者は、審査基準日時点で申請する会社に所属していること。	☐
証明資料	①配置予定管理技術者が有している資格を必ず示し、資格等を確認できる書類の写しを提出すること。	☐
	②技術士資格の場合は、選択科目の名称を記載した技術士登録等証明書の写しを提出すること。	☐
	③外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ入札公告（説明書）に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けていることを確認できる資料の写しを提出すること。	☐
	④必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

(6) 配置予定管理技術者の同種業務経験

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の経験を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する配置予定管理技術者に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種業務が単独の場合】 ①配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した同種業務の経験を1件記載すること。 【求める同種業務が複数あって、かつ同一業務での経験を求める場合】 ①配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種業務の経験は同一の業務であること。 【求める同種業務が複数であるが、同一業務での経験でなくとも認める場合】 ①配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種業務の経験は同一の業務において有する必要はない。	□
証明資料	①登録内容確認書を提出すること。	□
	②登録内容確認書では、同種業務の経験及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の経験に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	□
	③同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。	□
	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評価通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評価通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評価通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□
	⑤必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

(7) 配置予定管理技術者の同種業務の成績【評価対象としている場合】

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する配置予定管理技術者に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	①本説明書「5. (6) 配置予定管理技術者の同種業務経験」に記載した同種業務の技術者評定点を記載すること。	☐
	②同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。	☐
	③契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正された同種業務の業務経験を記載する場合、その技術者評定点は修正後のものを記載すること。	☐
証明資料	①評定通知書、及び技術者評定点が記載された発注者からの通知文書（写し）（以下「技術者評定点内訳」という。）を提出すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定通知書及び技術者評定点内訳を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完了及び受渡し完了した業務であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書及び技術者評定点内訳を提出することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	☐
	②NEXCO 東日本以外の発注者から成績評定点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを提出すること。	☐
	③必要な証明書類が添付されていない場合は技術評価対象としない。	☐

(8) 配置予定管理技術者の履行対象地域での業務経験【評価対象としている場合】

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の経験を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する配置予定管理技術者に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種業務が単独の場合】 ①配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定する履行対象地域での同種業務の経験を1件記載すること。経験が無い場合は「履行対象地域での同種業務経験なし」とすること。 【求める同種業務が複数あって、複数の同種業務をそれぞれ評価する場合】 ①配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定する履行対象地域での同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。いずれの経験も無い場合は「履行対象地域での同種業務経験なし」とすること。 【求める同種業務が複数あるが、代表的な同種業務で評価する場合】 ①配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定する履行対象地域での同種業務の経験を1件記載すること。経験が無い場合は「履行対象地域での同種業務経験なし」とすること。	☐
	②本説明書「5. (6) 配置予定管理技術者の同種業務経験」に記載した同種業務と同一業務でなくとも可とする。	☐
	③同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。	☐
	④登録内容確認書を提出すること。	☐
証明資料	②登録内容確認書では、同種業務の経験及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の経験に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	☐
	③完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ経験として認める。	☐
	④必要な証明資料が添付されていない場合は、技術評価対象としない。	☐

(9) 配置予定管理技術者の手持ち業務件数

配置予定管理技術者が、審査基準日時点において、管理技術者又は担当技術者として従事している 1 件 500 万円以上の手持ち業務について、「契約件数の合計が 10 件以上」に該当しない者であること。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が 1 件でも含まれる場合は、上記の件数を「5 件以上」とする。		
記載上の注意事項	①手持ち業務は、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の全ての業務について記載すること。なお、NEXCO 東日本が発注した調査等において余裕期間制度を適用した契約業務で、審査基準日時点で受注者が設定した余裕期間内の業務は手持ち業務に含めないこと。	☐
	②手持ち業務につきテクリスに登録されている場合は、登録番号を記載すること。	☐
	③手持ち業務のうち当該業務の発注機関の低入札価格調査対象となった業務については、「低入札価格対象業務である」とすること。	☐
	④NEXCO 東日本が発注した調査等において余裕期間制度を適用した契約業務で、審査基準日時点で受注者が設定した余裕期間が終了している場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「余裕期間終了」と記載すること。	☐
証明資料	(提出不要)	

(10) 配置予定技術者の資格【評価対象としている場合】

配置予定技術者（「技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準」において配置予定管理技術者以外に評価対象としている照査技術者・現場作業責任者等）が、入札公告（説明書）において指定する年度以降において、指定する資格を有する者であること。		
記載上の注意事項	①配置予定技術者を1名記載すること。	☐
	②入札公告（説明書）で指定する配置予定技術者の保有資格を1件記載すること。	☐
	③配置予定技術者は、審査基準日時点で申請する会社に所属していること。	☐
証明資料	①配置予定技術者が有している資格を必ず示し、資格等を確認できる書類の写しを提出すること。	☐
	②技術士資格の場合は、選択科目の名称を記載した技術士登録等証明書の写しを提出すること。	☐
	③外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ入札公告（説明書）に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けていることを確認できる資料の写しを提出すること。	☐
	④必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

(11) 配置予定技術者の同種業務の経験【評価対象としている場合】

配置予定技術者等が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了及び受渡し が完了した下記の同種業務の経験を有すること。		
同 種 業 務	入札公告（説明書）で指定する配置予定技術者（「技術提案書の選定者に提出を求める 技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準」において配 置予定管理技術者以外に評価対象としている照査技術者、現場作業責任者等）に求める 同種業務の内容による。	
記 載 上 の 注 意 事 項	【求める同種業務が単独の場合】 ①配置予定技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了 及び受渡し完了した同種業務の経験を1件記載すること。 【求める同種業務が複数あって、かつ同一業務での経験を求める場合】 ①配置予定技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了 及び受渡し完了した同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種業務の経験は同一の業務であること。 【求める同種業務が複数であるが、同一業務での経験でなくとも認める場合】 ①配置予定技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完了 及び受渡し完了した同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種業務の経験は同一の業務において有する必要はない。	☐
証 明 資 料	①当該業務のテクリス完了登録時の「登録内容確認書」を提出すること。	☐
	②テクリスの登録内容確認書では、同種業務の業務経験及びその他記載内容すべ てが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、 特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業 務の経験に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	☐
	③同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現 場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。	☐
	④発注者から通知された評定点合計の写しを提出すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完了及 び受渡し完了した業務であって、天災など受注者の責によらないやむを得な い事情により、評定点合計が記載された発注者から通知文書（写し）を提出す ることができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）ま でに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの うえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等 により提出すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本以外の発注者から成績評定点の通知を受けていない場合は、元請 として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書 等）の写しを提出すること。	☐
	⑥完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、テクリス完了登録時の「登録内容確 認書」の登録日。 ハ) 評定通知書及び「登録内容確認書」が提出されていない場合は、発注者が発 行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐
	⑦必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加要件については「競争参 加資格なし」とし、評価項目については技術評価対象としないものとする。	☐

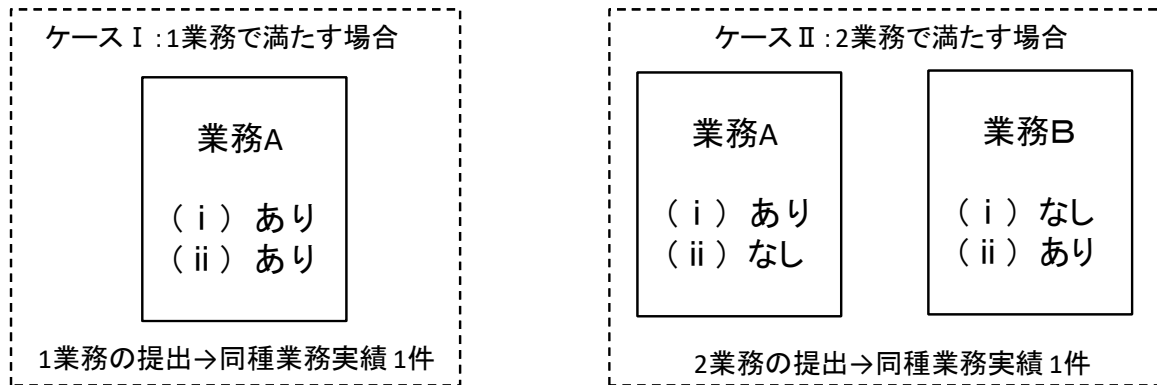
6. 参加表明書様式 4「業務実施体制」記載上の注意事項

(1) 業務実施体制

記載	①組織図に各配置予定技術者の分担する役割内容を記載すること（氏名の記載は不要）。	
	②「主たる部分」若しくは「秘密情報及び個人情報」の処理に係る部分を再委任しないこと。	☐
	③他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。	☐
	④提出がない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

以 上

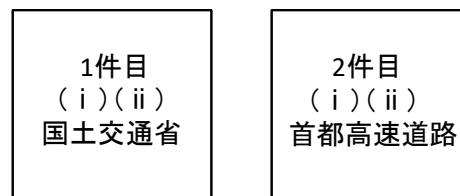
◇同種業務実績における『1件』の考え方における補足◇



- 提出された業務(1業務or2業務)の組み合わせで同種業務(i)(ii)の両方を満たした場合に同種業務実績「1件」として認める。
- 提出できる同種業務実績数は最大「3件」までとする。
- ケースⅡにおいて、業務A及び業務Bの組み合わせは、「NEXCO東日本・中日本・西日本の3社のいずれかが発注した業務」同士の組み合わせ、若しくは「国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社(以下、「その他発注機関」という)のいずれかが発注した業務」同士の組み合わせでなければならない。

◇競争参加資格を認めない場合の同種業務実績の提出パターン(例)◇

パターンⅠ：その他発注機関の2件以上の実績の提出に該当



パターンⅡ：NEXCO3社の実績とその他発注機関の実績の混合提出に該当

